

お知らせ

下水道だより① ～下水道事業のお金のこと～

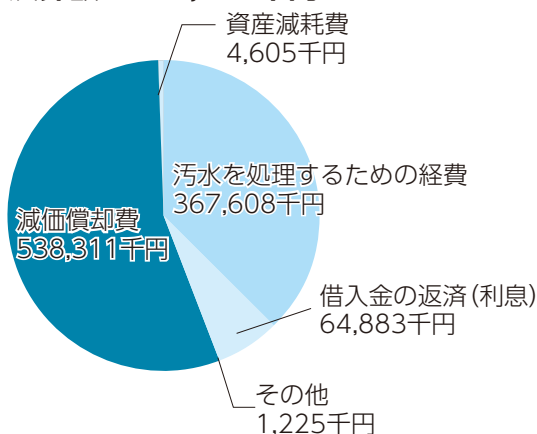


問い合わせ 下水道課業務担当 ☎989-2771

下水道事業は、独立採算により皆さんの下水道使用料等で運営しています。今回は、下水道事業でどのようなことにお金が使われているのか、令和4年度決算をグラフでご説明します。

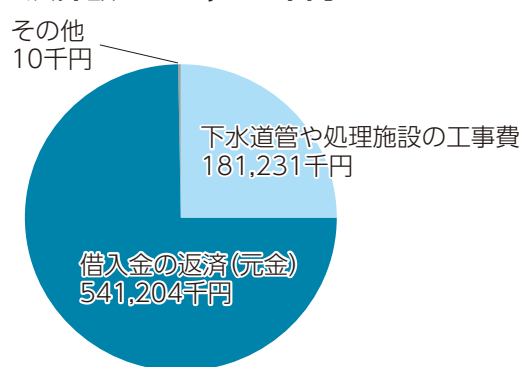
収益的支出の内訳(税抜き)

決算額：976,632千円



資本的支出の内訳(税込み)

決算額：722,445千円



下水道事業の支出は、汚水を処理するための経費等の「収益的支出」と、下水道管や処理施設の工事費等の「資本的支出」に区分されています。

それぞれのグラフのとおり、下水道事業には汚水を処理するための経費、下水道管や処理施設の工事費以外にも、減価償却費、工事のための借入金の返済といった多くの支出が必要です。

市の下水道事業は事業開始から35年が経過し、次々と老朽化している下水道管や処理施設を計画的に更新していかなければなりません。また、電気料金や物価が大幅に上昇したように、今後もさまざまな経費や工事費が増加していくことが予想されます。引き続き安定した下水道事業の経営を目指して取り組んでいきます。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

お知らせ

低所得世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか



問い合わせ 生活福祉課臨時特別給付金担当(1階⑩番窓口) ☎989-2200

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、1世帯あたり7万円を支給します。対象となる世帯には、1月中旬に「支給のお知らせ(手続き不要)」または「低所得世帯臨時特別給付金支給要件確認書(手続き必要)」を送付しました。確認書の手続きが済んでいない人は、必要事項を記載し返送してください。

給付対象世帯 基準日(令和5年12月1日)において、市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族のみで構成されている世帯、すでに他市区町村から7万円の給付を受けている世帯は除きます。

※令和5年1月2日以降に転入した人がいる世帯および住民税が未申告の人がいる世帯(手続き必要)は、市から確認書は送られません。

返送・申請期限 3月15日(金)(必着)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。